

## 情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正と審査会の所掌事務について

### 1 条例改正の趣旨

情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第3条に規定されている情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務について、情報公開条例及び個人情報保護条例に規定されている審査会の権限に属させられた事項を明確にするため、所要の改正を行ったもの。

### 2 条例改正の内容

審査会条例第3条第4号に規定されている審査会の所掌事務について、出だしの「前2号」が、第1号と第2号を指しているため、第4号と第3号を入れ替えたうえで、改正前には個人情報保護条例の記載しかなかったところを、情報公開条例を追加し、それぞれの条例において審査会の権限に属させられた事項が規定されている条項を一つひとつ追記したもの。

### 3 改正年月日

令和3年7月29日

### 4 施行期日

令和3年7月30日

## 5 審査会条例新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>第1条～第2条（略） （所掌事務）</p> <p>第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 情報公開条例第19条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</p> <p>(2) 個人情報保護条例第40条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、情報公開条例第7条第1項第1号才及び第22条第2項並びに個人情報保護条例第4条第2項第7号、同条第4項及び第8条第2号の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(4) <u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に関すること。</p> <p>第4条～第16条（略）</p>	<p>第1条～第2条（同左） （所掌事務）</p> <p>第3条（同左）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>(3) <u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(4) <u>前2号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(5)（同左）</p> <p>第4条～第16条（同左）</p>

## 【参考資料】

### 審査会の所掌事務に係る関係法令

#### ■第1号

##### ○情報公開条例

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。(当該公文書等の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

#### ■第2号

##### ○個人情報保護条例

(審査会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。
- (2) 裁決で、開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)、訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。 )又は利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止する旨の決定を除く。 )を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合(当該開示決定等について第三者からの反対意見書が提出されている場合を除く。 )、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止する場合。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

### ■第3号

#### ○情報公開条例

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ (略)

オ 広域連合が行う事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち、開示することが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ第19条に規定する福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で定め、公示した基準(※)に該当するもの

※公示した基準とは・・・

個人に関する情報の例外的開示に係る基準(平成19年12月27日告示第4号)のこと。(別紙1参照)

2 (略)

(苦情申出)

第22条 実施機関は、開示請求者又は情報公開制度の運営に不服がある者から苦情の申出があった場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

- 2 前項の場合において、苦情の申出の内容が行政不服審査法の規定に基づき審査請求ができる事項又は情報公開制度の運営に関する重要な事項に係るものであつて、実施機関において必要があると認めるものについては、審査会の意見を聴くものとする。

○個人情報保護条例

(個人情報の収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

(7) 前各号に掲げる場合のほか、第40条に規定する福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき。

3 (略)

4 実施機関は、要配慮個人情報(※)の収集をしてはならない。ただし、法令等に基づいて収集するとき、及び第40条に規定する福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

※要配慮個人情報とは(第2条第4号に規定)・・・

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則(※)で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(※)規則は別紙2参照

(電子計算組織の結合による提供の制限)

第8条 実施機関は、通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられているときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 第40条に規定する福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると認めるとき。

## ■第5号

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。）の方式
- 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

この「評価書」とは、個人情報保護審査会等に特定個人情報保護評価（PIA：Privacy Impact Assessment）による第三者点検を受ける際の、点検対象となる「特定個人情報保護評価書」のこと。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずるという事前対応の要請に応える手段であり、特定個人情報ファイルを保有する前の段階で適切な保護措置を検討するための制度です。

特定個人情報を保有しようとする場合又は特定個人情報の取扱いに重大な変更を加える場合に、地方公共団体等が、特定個人情報保護評価書の「基礎項目評価書」と「全項目評価書」により評価を実施した後、住民からの意見聴取（パブリックコメント）を行った上で、個人情報保護審査会等による第三者点検を受けるものです。

## 別紙 1

### ○個人に関する情報の例外的開示に係る基準

#### 1 開示する個人に関する情報

食糧費又は交際費(見舞い又は香典に係るものを除く。)の支出に係る歳出関係文書に記録されている個人に関する情報のうち、個人の氏名及び肩書の部分

#### 2 対象となる公文書

1 の歳出関係文書は、次に掲げる文書とする。

- (1) 支出負担行為決議書
- (2) 支出命令書
- (3) 請求書
- (4) その他予算の執行に係る決裁文書

#### 3 他の条項との関係

この基準は、1 の情報が、福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 7 条第 1 項第 2 号から第 7 号までに掲げる情報に該当する場合は、適用しない。

#### 4 適用関係

この基準は、公示の日以降に作成し、又は取得する 2 に掲げる公文書について適用する。

## 別紙 2

### ○個人情報保護条例施行規則

(要配慮個人情報)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 4 号の規則で定める記述等は、次の各号のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第 2 条の 3 前条第 1 号のその他の心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの



令和2年度及び令和3年度における情報公開条例  
及び個人情報保護条例の運用の状況について

1 令和2年度及び令和3年度における情報公開条例の運用の状況

※令和3年度分については、令和4年1月末日時点

(1) 公文書の開示の請求件数及びその処理状況

(単位：件)

年 度	実施機関	請求 件数	処理状況					取 下 げ	
			開示	部分 開示	不開示				却 下
					不開示情報	不存在	存否応答拒否		
令 和 2 年 度	広域連合長	0	0	0	0	0	0	0	
	議 会	0	0	0	0	0	0	0	
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	
令 和 3 年 度	広域連合長	4	3	1	0	0	0	0	
	議 会	0	0	0	0	0	0	0	
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4	3	1	0	0	0	0	

【部分開示の内容】

令和3年度（1件）

- レセプト点検等業務委託公募型プロポーザルの全ての参加事業者から提出された公文書について、参加事業者の名称、見積金額、企画提案書の開示請求が提出されたもので、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることを理由に、契約者以外の参加事業者の名称及び見積金額に係る文書並びに全ての参加事業者の企画提案書を不開示とする部分開示を決定し、実行した。

(2) 審査請求の件数及びその処理状況

(単位：件)

区分	件数	処理状況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
令和2年度請求分	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度請求分	0	0	0	0	0	0	0

## 2 令和2年度及び令和3年度における個人情報保護条例の運用の状況

※令和3年度分については、令和4年1月末日時点

### (1) 保有個人情報の開示の請求等の状況

#### ① 保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

(単位：件)

年 度	実施機関	請求 件数	処理状況					取 下 げ	
			開示	部分 開示	不開示				却 下
					不開示情報	不存在	存否応答拒否		
令 和 2 年 度	広域連合長	29	27	2	0	0	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	29	27	2	0	0	0	0	0
令 和 3 年 度	広域連合長	26	22	4	0	0	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	26	22	4	0	0	0	0	0

#### 【部分開示の内容】

令和2年度（2件）

- 被保険者（故人）に係る医療費の振込先口座情報（振込金額を含む。）について、被保険者及び請求人の振込先口座情報を開示、被保険者及び請求人以外の人物の振込先口座情報を不開示とする部分開示を決定し、実行した。
- 同上

令和3年度（3件）

- 被保険者（故人）に係る広域連合からの振込に関する情報について、被保険者及び請求人の振込先口座情報を開示、被保険者及び請求人以外の人物の振込先口座情報を不開示とする部分開示を決定し、実行した。
- 被保険者（故人）に係る医療費、葬祭費等の振込先口座情報（支給日及び支給金額を含む。）について、被保険者及び請求人の振込先口座情報を開示、被保険者及び請求人以外の人物の振込先口座情報を不開示とする部分開示を決定し、実行した。
- 被保険者（故人）に係る葬祭費申請書について、被保険者及び請求人以外の人物の情報を不開示とする部分開示を決定し、実行した。
- 被保険者（故人）に係る過去5年間の現金給付状況について、被保険者及び請求人の高額療養費等の支給実績の有無を開示、被保険者及び請求人以外の人物の振込先口座情報を不開示とする部分開示を決定し、実行した。

② 保有個人情報の訂正の請求

令和2年度 0件

令和3年度 0件

③ 保有個人情報の利用停止の請求

令和2年度 0件

令和3年度 0件

(2) 審査請求の件数及びその処理状況

(単位：件)

区分	件数	処理状況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
令和2年度請求分	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度請求分	0	0	0	0	0	0	0

3 令和3年度における特定個人情報保護評価の実施状況

令和4年2月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)の改正に伴う特定個人情報保護評価書の修正を行いました。が、軽微な変更を加える場合に該当するため、審査会による第三者評価は必要ありませんでした。

# 個人情報保護制度の見直しについて

## 1 見直しの背景

令和3年5月12日の「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、個人情報保護制度は大きく見直されたが、その背景は以下のとおり。

- 個人情報保護に関する法令には、
    - ・民間事業者を対象とし個人情報保護委員会が所管する「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）
    - ・国の行政機関を対象とし総務省が所管する「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）
    - ・独立行政法人等を対象とし総務省が所管する「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）
    - ・各地方公共団体が策定し、運用する「個人情報保護条例」
- があり、個人情報保護法制がバラバラになっていることが問題だった。

- 個人情報保護法の改正における個人情報保護制度の見直しの背景については、以下のとおり整理されている。

- ① 新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針であるところ、これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避となる。そこで、個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要となる。
- ② 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化している。そこで、データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する必要がある。「不均衡・不整合」の例としては以下がある。
  - ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる
  - ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる
  - ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる
  - ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2,000個問題※」）

③ 国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR（EU一般データ保護規則）十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上している。そこで、学術研究分野の適用除外を一律の適用除外とするのではなく、義務毎の例外規定として精緻化する必要がある。

※ 2,000 個問題とは、地方公共団体が約 2,000 団体存在し、各自治体が策定・運用している個人情報保護条例の条文や解釈にばらつきがあり、個人データの広域連携や利活用を阻害する要因の一つになっていること。

（例）・個人情報の外部提供規定が条例により異なり、公立・民間の医療・介護施設間で医療データの共有が困難に。

・自治体が第三者提供を委縮し、災害対応時にNPO等に自治体の住民情報が提供されず、救援活動の支障に。

・事業者が複数の自治体から指定管理業務を受託した場合、自治体ごとに個人情報を管理する必要があり、システム一元化の支障に。

## 2 見直しの主な内容

### ○ 3つの法律の一元化（第1弾の施行）

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律を、個人情報の定義等を整理のうえ改正された個人情報保護法（以下「改正法」という。）に統合。

改正法の施行に併せて、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法は廃止されるとともに、国の行政機関及び独立行政法人等についても民間事業者と同様に改正法の規定が適用され、所管も民間事業者を所管する個人情報保護委員会に一元化される。

### ○ 地方公共団体にも改正法の規定が適用（第2弾の施行）

地方公共団体における個人情報保護制度の全国的な共通ルールが規定された改正法の施行に併せて、地方公共団体についても改正法の規定が適用されるとともに、地方公共団体の所管も個人情報保護委員会に一元化される。

## 3 個人情報保護法の改正日

令和3年5月12日（令和3年5月19日公布）

## 4 改正法の施行期日

2回に分けて段階的に施行

(1) 第1弾の施行日（令和4年4月1日）

(2) 第2弾の施行日（令和5年春。令和5年5月19日までの政令で定める日）

## 5 地方公共団体と個人情報保護委員会との関係（第2弾の施行後）

- 個人情報保護委員会は個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、条例に基づくものであっても、地方公共団体における個人情報保護制度の全国的な共通ルールが規定された改正法第5章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、国の行政機関に対する監視に準じ、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。
- 個人情報保護委員会は、各行政機関の長等から法律の施行状況について報告を求めることができ、毎年度、当該報告をとりまとめて概要を公表しなければならない。
- 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。
- 地方公共団体は、個人情報保護条例を定めたとき又は改廃したときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

## 6 現行条例と改正法との留意すべき相違点

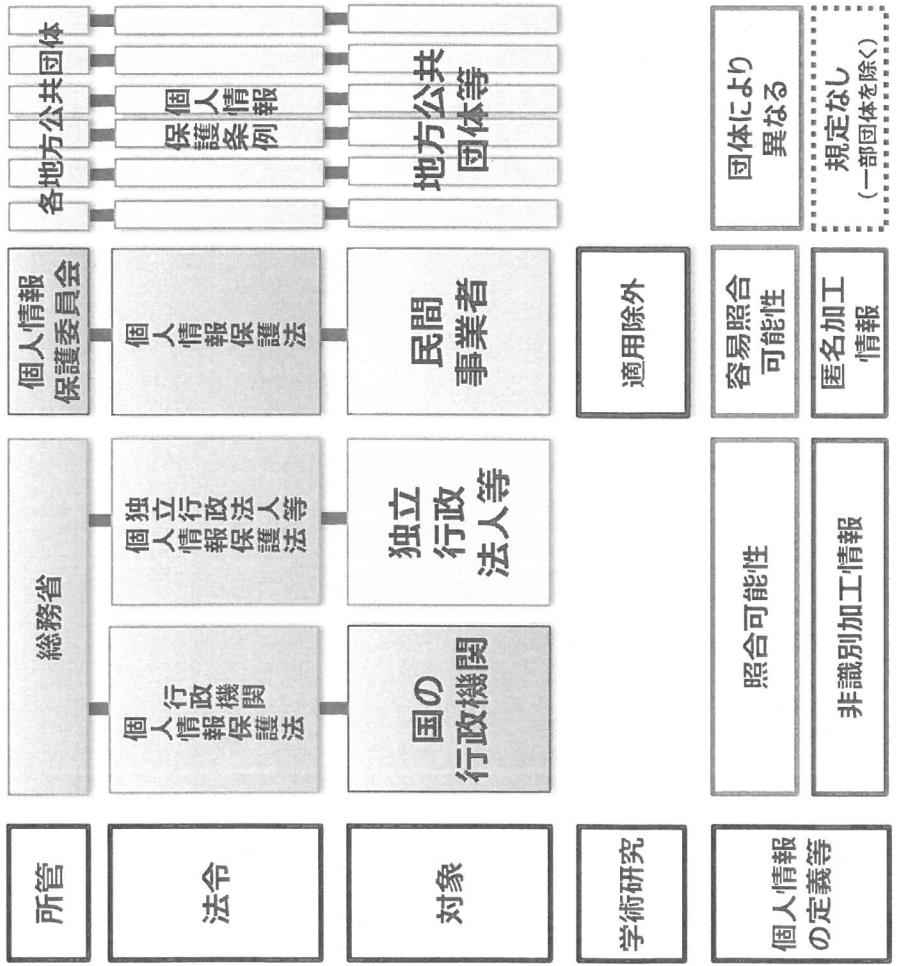
- 定義関係
  - ・ 個人情報
    - （現行条例） 個人に関する情報
    - （改正法） 生存する個人に関する情報
      - ※ 死者情報が個人情報に該当しないこととなり、開示請求の対象ともならないこととなるため、改正法に基づかない死者情報の開示等の事務手続を定めた条例を、改めて定めることが課題となる。
- 議会の扱い
  - （現行条例） 実施機関：広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員
  - （改正法） 機 関：広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員
    - ※ 国は、地方議会を地方公共団体の機関から除外し、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることを求めている。（例えば、衆議院では「衆議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程」が、裁判所では「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」が定められている。）

- 開示、訂正及び利用停止関係
  - (現行条例) 本人又は法定代理人にしか開示等請求は認めない。
  - (改正法) 任意代理人による開示等請求が許容された。
  
- 開示請求に伴う費用の負担
  - (現行条例) 開示請求に伴い公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。(費用の金額は規則で規定)
  - (改正法) 開示請求をする者は、条例で定める額の手数料を納めなければならない。(手数料の金額は条例で規定)
  - ※「費用」ではなく「手数料」として位置付けられ、その金額は、条例での規定が義務付けられた。(手数料の条例規定義務は、地方自治法第292条の規定により準用する第228条第1項にも規定されている。)
  
- 個人情報保護条例の運用状況の公表
  - (現行条例) 広域連合長は、毎年1回、条例の運用状況を公表しなければならない。
  - (改正法) 委員会は、行政機関の長等に法律の施行状況の報告を求めることができ、毎年度、その報告の概要を公表しなければならない。
  - ※公表義務を負う者は委員会であり、その内容は委員会に委ねられる。一方、広域連合長は公表義務がなくなるが、情報公開条例に基づく公表義務は負っており、整合性を確保するため、公表の継続が望ましい。
  
- 地方公共団体に置く審議会等への諮問
  - 地方公共団体における個人情報保護制度の全国的な共通ルールを規定している改正法の一元的な解釈権限は委員会が有しており、個別の事案について地方公共団体は委員会に助言を求めることが可能であることから、審議会への諮問の機会は少なくなると想定されている。
  - また、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは許容されない。
  - したがって、審査会条例第3条に規定する所掌事務のうち、第3号の個人情報の収集の制限及び電子計算組織の結合による提供の制限における審査会からの意見聴取並びに第4号の個人情報保護制度の運営についての審査会への諮問に係る規定については、削除する必要がある。

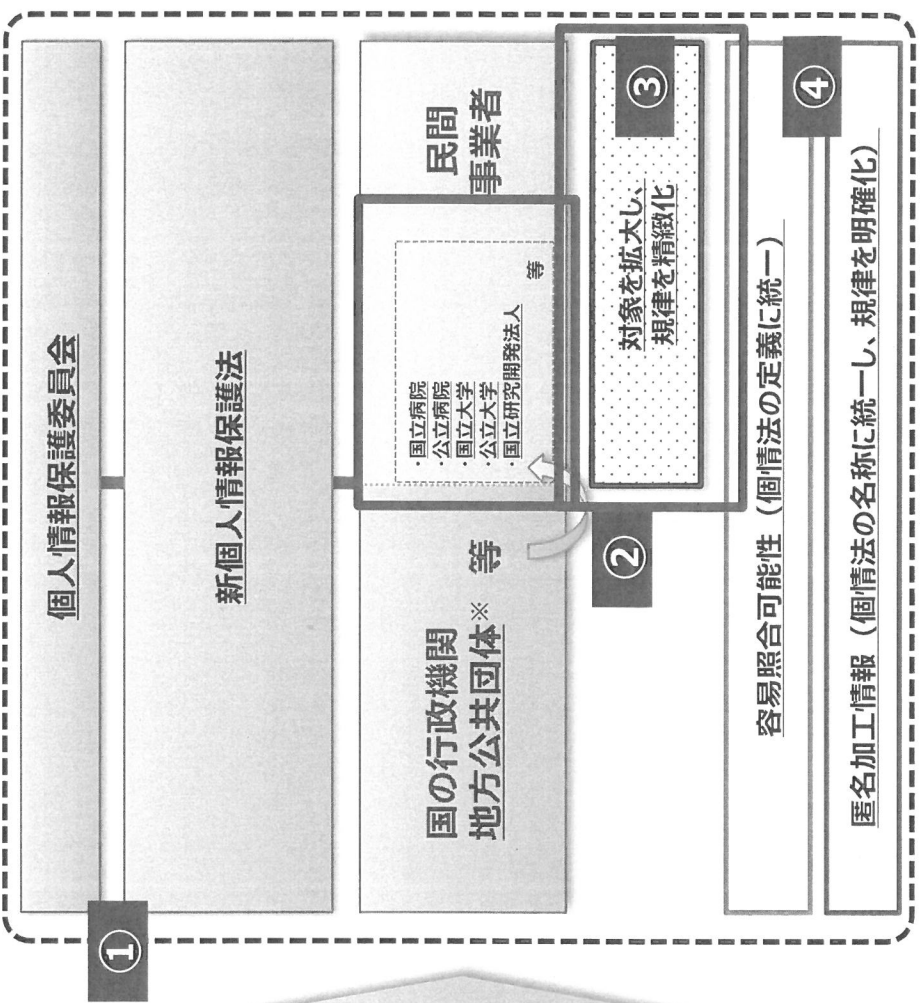
# 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律**において**全国的な共通ルール**を規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、**行政機関等での匿名加工情報に関する規律を明確化**。

## 【現行】



## 【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容



# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

## <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

### 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうる
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

### 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

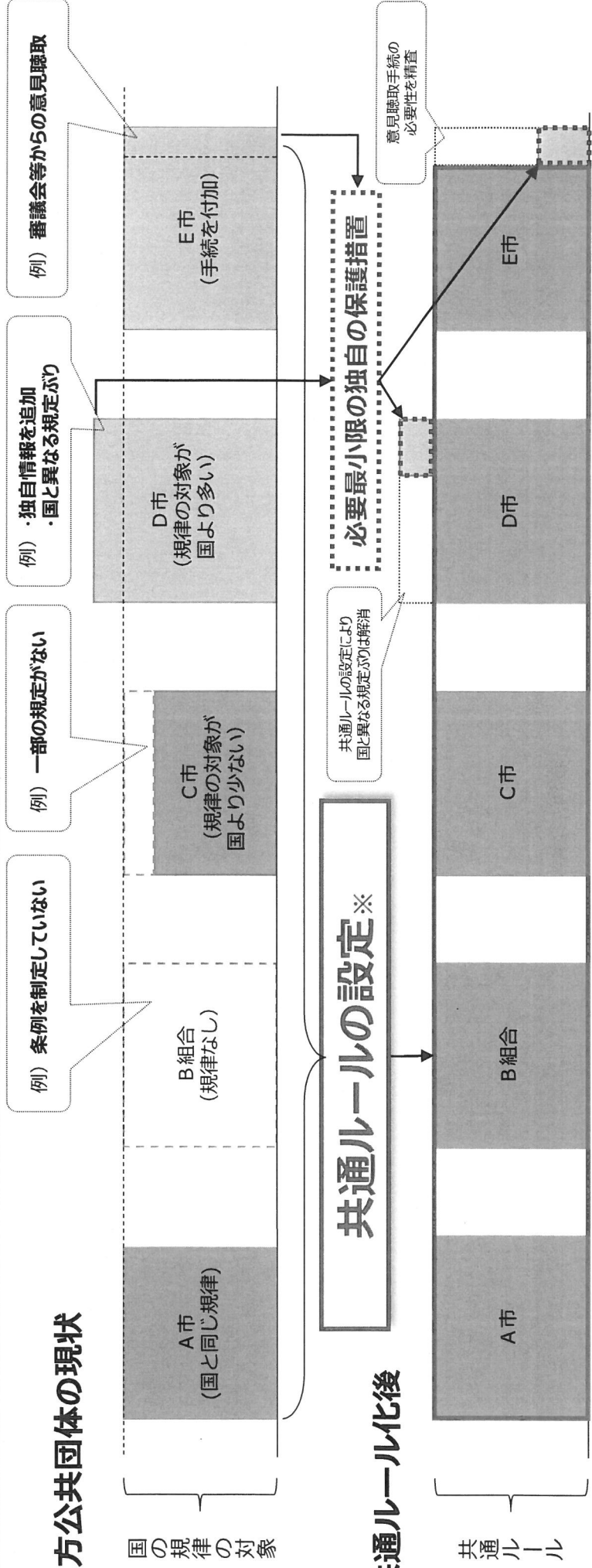
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

## <改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
- ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

## ○ 地方公共団体の現状



## ○ 共通ルール化後

※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。  
 ※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

## 趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
  - ・ 団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・ 求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分に認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**確な運用を確保**。

## 概要

### ① 適用対象

- ・ 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・ 病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
- ※④、⑤、⑥に係る部分は除く

### ② 定義の一元化

- ・ 個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
- 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

### ③ 個人情報の取扱い

- ・ 個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
- 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・ 個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
- ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
- ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

### ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・ 開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・ 匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集） について、国と同じ規律を適用
- ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・ 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関する、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・ 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
- 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

### ⑧ 施行期日等

- ・ 施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・ 地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・ 国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・ 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・ 条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

## 改正個人情報保護法の施行に伴う条例の改正状況及び改正予定について

### 1 第1弾の施行に伴う改正状況

令和4年4月1日の第1弾の改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）の施行に先立ち、改正法に一元化され廃止される行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法から用語の定義を引用している個人情報保護条例について、引用先を改正法に改めるほか、その他の用語の定義等で引用している法律の改廃及び条ずれ等に伴い、所要の改正を行った。

#### (1) 個人情報保護条例の改正の内容

##### ① 法の改廃に伴うもの

- ・ 第2条第3号及び第4条第2項第6号に規定している用語の定義について、引用先を、廃止される「行政機関個人情報保護法」及び「独立行政法人等個人情報保護法」から「個人情報の保護に関する法律」に改めた。
- ・ 第14条に規定している「特定独立行政法人」が、法改正に伴い「行政執行法人」に移行したことに伴い、改めた。
- ・ 第43条第1項で規定している適用除外となる個人情報の定義について、統計法の改正に伴い第1号及び第2号を改め、統計報告調整法の廃止に伴い第3号を削除した。

##### ② 条ずれ等に伴うもの

第11条第3項における「号ずれ」及び第26条第1項第2号における「条ずれ」を改めた。

#### (2) 改正年月日

令和4年2月10日

#### (3) 施行期日

令和4年4月1日

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(個人情報の収集の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)～(10) (同左)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(個人情報の収集の制限)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>3・4 (同左)</p> <p>第5条～第10条 (同左)</p>

<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>第12条・第13条 (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第11条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>第12条・第13条 (同左)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第14条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>ア・イ (同左)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の</p>
--	---

<p>(3)～(6) (略)</p> <p>第 15 条～第 25 条 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、<u>第 24 条第 1 項の他の法令等の規定により開示を受けたもの</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 27 条～第 42 条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 43 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) <u>統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u></p> <p>(2) <u>統計法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報</u></p> <p>(3) (削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 44 条～第 51 条 (略)</p>	<p>職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>第 15 条～第 25 条 (同左)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第 26 条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、<u>前条第 1 項の他の法令等の規定により開示を受けたもの</u></p> <p>2・3 (同左)</p> <p>第 27 条～第 42 条 (同左)</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第 43 条 (同左)</p> <p>(1) <u>統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に規定する指定統計に係る個人情報</u></p> <p>(2) <u>統計法第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報</u></p> <p>(3) <u>統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)</u>に係る個人情報</p> <p>2 (同左)</p> <p>第 44 条～第 51 条 (同左)</p>
---	--

## 2 第2弾の施行に伴う改正予定

令和5年春に予定されている第2弾の改正法の施行に伴い、地方公共団体における個人情報保護制度の全国的な共通ルールが規定された改正法が、地方公共団体にも適用される。

条例で改正法と同様の内容を規定することは、仮に全く同じ内容だとしても、根拠規定が改正法と条例の双方に分かれてしまうこととなり、改正法の規定の解釈を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が一元的に行うことが今回の法改正の趣旨であるため、改正法と重複する規定を条例で定めることは許容されない（委員会の解釈）。

したがって、現行の個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）については、現行条例で定めているほとんどの内容が改正法と重複し、不用となるため廃止することとし、改正法が条例での規定を義務付けている開示請求者が納付すべき手数料の額等を定める個人情報保護法施行条例を新たに制定する必要がある。

併せて、情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）についても、現行条例の廃止に伴い規定の根拠がなくなる所掌事務及び改正法で許容されていない所掌事務を削除する必要がある。

今後、委員会から、委員会規則やガイドライン等が令和4年4月頃に示される予定であり、令和5年春の施行に向けて、次のような条例・規則の制定・改廃の準備を進める。

### 【制定】

- ・個人情報保護法施行条例の制定  
開示請求者が納付すべき手数料の額等を規定
- ・個人情報保護法施行規則の制定  
改正法で規定する開示請求申請書等各種様式等を規定

### 【改正】

- ・審査会条例の一部改正  
現行条例の廃止に伴い規定根拠がなくなる所掌事務及び改正法で許容されていない所掌事務を削除
- ・議会事務処理規程の一部改正  
個人情報保護法の規定を準用できるように改正

### 【廃止】

- ・個人情報保護条例
- ・個人情報保護条例施行規則

## 死者に関する情報の取扱いについて

### 1 現状における死者情報の取扱い

本広域連合の実施機関が保有する死者に関する情報（以下「死者情報」という。）については、情報公開条例第7条第1項第1号に規定された「個人に関する情報」及び個人情報保護条例第2条第2号に規定された「個人情報」に含めて運用することで、不開示情報として死者のプライバシーを保護するとともに、遺族等による開示請求を容認しているところである。

#### ○情報公開条例（第7条第1項第1号）

開示請求があったときの不開示情報

→ 個人に関する情報（運用上、個人には死者も含めている。）

#### ○個人情報保護条例（第2条第2号）

権利利益の保護の対象となる個人情報の定義

→ 個人に関する情報（運用上、個人には死者も含めている。）

### 2 法改正に伴う個人情報保護制度の見直し

令和3年5月12日の改正により地方公共団体における個人情報保護制度の全国的な共通ルールが規定された個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）が令和5年春から施行されることに伴い、地方公共団体にも改正法の規定が適用されることから、個人情報の「個人」の定義が、現行の個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）における「個人」とは異なる「生存する個人」となるため、現行条例では開示対象としている死者情報が開示対象から除外される。

改正法の一元的な解釈権限を有する個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、改正法に係るガイドラインにおいて、死者情報を条例で個人情報に含めることはできないとする一方で、死者情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として改正法の保護の対象となるという解釈を示しているが、死者情報の中に生存する遺族の氏名が含まれている場合等を想定しており、極めて限定的である。

また、現行条例については、改正法とほとんどの規定が重複しており、そのことが法改正の趣旨から許容されないため廃止する必要がある。



### 3 死者情報の取扱い上の課題

本広域連合に対する死者情報の開示請求において、遺族等の氏名の記載がない死者の診療に関する記録（受診履歴）やレセプト（診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書）の情報等の開示請求が70～80%を占める現状では、改正法施行後もこれらの情報を開示請求の対象とするには問題がある。

したがって、死者情報を引き続き開示の対象とするためには、改正法の施行に伴い廃止する現行条例に代わって、改正法とは法体系を別にする、死者情報の開示等の事務手続きを規定する独自の条例を新たに制定することが課題となる。

#### 【参考】死者に関する情報（死者情報）の開示請求の状況

死者情報の開示請求が、令和2年度及び3年度で全開示請求件数の70～80%を占めている。

（単位：件）

区分	請求件数	死者情報	開示した公文書					
			受診履歴	レセプト	振込口座情報	療養費支給情報	葬祭費申請書	
令和2年度	開示	27	19	15	1	1	2	
	部分開示	2	2			2		
	計	29	21 (72%)	15	1	3	2	
令和3年度	開示	22	17	14	2		1	
	部分開示	4	4			2	1	1
	計	26	21 (81%)	14	2	2	2	1

※令和3年度は、令和4年1月末現在

### 4 今後の検討の進め方

まず、死者情報の保護については、委員会は、改正法第78条第1項第2号に規定する不開示情報には生存する個人の情報以外の死者情報も含まれるため、死者情報も不開示情報に該当するとの解釈を示している。

次に、遺族等からの死者情報の開示請求の取扱いについては、委員会は、改正法の体系の外で、法の施行条例とは別の条例で定めることが想定されるとの解釈を示しており、委員会においても、更に検討するとしている。

本広域連合としては、委員会の検討状況を注視しながら、改正法の開示、審査請求及び罰則等の規定を参考に、死者情報の開示等の事務手続きに係る独自の条例案の検討を進め、令和5年1月の議会定例会での条例制定を目指す必要がある。